平成２７年（フ）第８１５７号
東京都中野区新井３丁目37―82　ハイツ中野
債務者　佐藤　義之
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１５８号
東京都大田区大森西１丁目６―20　みすず荘２Ｆ６号室
債務者　福地　由雄
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３０号
岡山市東区沼1320番地19
債務者　岩岡　栄治
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５８号
岡山市東区西大寺松崎447番地11雇用促進住宅松崎宿舎１号棟110号、旧住所岡山市中区高島１丁目２番９―１号
債務者　広田　貴子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５７号
北九州市八幡西区若葉３丁目４番52号
債務者　吉野　匡勇
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４５８号
北九州市八幡西区若葉３丁目４番52号
債務者　吉野竜二こと　吉野　乃愛
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５６号
北海道釧路郡釧路町新開５丁目４番地　坂下ハイツ102号室
債務者　高橋　志乃
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５７号
釧路市益浦４丁目１番９号
債務者　小松世紀子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４４９号
横浜市中区山元町２丁目123番地
債務者　渡邉　美保
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５６１号
神奈川県藤沢市遠藤821番地の２　グリーンハイツ湘南Ａ202
債務者　角田多鶴子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５７０号
横浜市西区久保町36番14号　サンハウスマツオ105号
債務者　田中　優行
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５８１号
横浜市金沢区六浦東２丁目８番16号　101
債務者　石澤　長七
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６号
長野県佐久市臼田64番地３
債務者　鏡内　博美
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３８９号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目８番１号
債務者　菅沼　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
栃木県足利市今福町706番地２
債務者　村上　　哲
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部